



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2018年5月

No.36

特集

離婚すると戸籍はどうなるの？

エールながさきでは、離婚前の相談が多くあります。

その中で、戸籍についての質問や相談も少なくありません。「離婚したら自分や子どもの名字＝姓（氏）はどうなるのか」「再婚したらどうなるのか」「どのような手続きをとったらよいか」など、離婚を考えている方には戸籍の問題はとても重要なことで正確に知っておきたいところです。

そこで今回は、よく聞かれる質問を中心に、戸籍を巡る問題についてQ & Aでご紹介します。

■離婚後の戸籍について

【ご本人について】

Q 1. 離婚すると戸籍はどうなりますか？

A 離婚届が出されると、夫婦のうち戸籍の筆頭者ではない方が戸籍から除かれることになります。戸籍から除かれると、婚姻前の戸籍に戻るか新しい戸籍をつくることになります。

Q 2. 離婚しても婚姻中の氏をそのまま使うことができますか？

A 離婚届を出すとき、又は離婚届を出してから3か月以内に届出をすれば、婚姻中の氏を続けて使うことができます。元配偶者の同意は必要ありません。3か月を過ぎてしまった後で、やはり婚姻中の氏を使いたいという場合は、家庭裁判所に「氏の変更」の許可を求める必要があります。

Q 3. いったん婚姻中の氏を使うと届け出たら、それ以降は婚姻前の氏に戻れないのですか？

A 家庭裁判所に「氏の変更」の許可を求める必要があります。離婚届を出してから3か月が過ぎってしまった場合も同じですが、このような場合、やむを得ない事由があるときに許可されることになっており、必ず許可されるわけではありません。

【子どもについて】

Q 4. 離婚すると子どもの氏はどうなりますか？

A 離婚しても子どもの戸籍は親権者の記載がされるのみで戸籍自体の異動はありません。したがって、離婚後、戸籍が別になった親の戸籍に入るためには、家庭裁判所に「子の氏の変更」の許可を求めなければいけません（子の住所地の管轄の家庭裁判所へ申立て）許可を得た後「子の氏変更許可審判書の謄本」を添えて「入籍届」を行うことが必要です（市区町村役所）※子の戸籍が市外の場合は戸籍の添付が必要です。

Q 5. 「子の氏の変更」によって氏を変えた場合、子どもは元の氏に戻れないのですか？

A 「子の氏の変更」の許可によって氏が変わった未成年の子どもは、成人に達した時から1年以内に家裁の許可なしに、元の氏に戻ることができます。



Q6. 未婚で子どもを出産した時は、子どもの氏はどうなりますか？

A 未婚で子どもが生まれた場合、子どもは母親の戸籍に入り、母親が親権者になります。父親の認知がある場合には、子どもの戸籍の父親欄に父親の名前が記載されます。

Q7. 子どもを育てている親が再婚した場合、子どもの氏はどうなりますか？

A 離婚をして子どもを育てている母親が再婚し、再婚相手の氏を名乗る場合は、母親が除籍され、子どもだけの戸籍が残ることになります（注：ただし、母親が筆頭者として再婚する場合は異なる）この場合、子どもが再婚相手の戸籍に入るためには、子どもが再婚相手と養子縁組するか、家庭裁判所に「子の氏の変更」の許可を求め、その許可を得て入籍届を出す必要があります（市区町村役場）。

Q8. 子どもの氏が変わると、別れた親との縁は一切なくなるのですか？

A 子どもが父親または母親の氏を名乗っても、父母の子どもに対する扶養義務（養育費負担義務）や父母の遺産相続がなくなるわけではありません。

■戸籍についての手続き・問い合わせ先

○市町村役場の戸籍係

○長崎地方法務局 戸籍課 095-820-5953（直通）

○家庭裁判所・・・長崎県内は支部・出張所含め11ヶ所あります。

長崎家庭裁判所・大村支部・島原支部・佐世保支部・平戸支部・壱岐支部・五島支部・厳原支部（対馬）・諫早出張所・新上五島出張所・上県出張所（対馬）

※エール長崎では、無料法律相談を実施しています（毎月第3水曜日 事前予約制）

法律相談について、弁護士等の専門家が相談に応じます。

■まとめ

離婚を考えた時、その前後の短期間に数多くのことを決定・処理しなければなりません。

戸籍についても、配偶者の戸籍を抜けた場合、どんな選択肢があるのかをしっかりと把握し、自分と子どもの苗字をどうするか決めておく必要があります。

子どもに対しては、離婚という大きな変化を強いる形になり、更に苗字の問題で悩まれる方も多いと思います。苗字を変える選択をした場合、子どもの学校生活での心配もあるでしょう。ですが、最近では、書類上の苗字が変わっても、学校生活では以前の苗字を通称として使う様、配慮をしてくれるケースも多くあるようです。

また、離婚の際は、子どもの心理面のフォローをお願いする目的でも、担任の先生には早めに離婚を伝え、苗字の変更に際してもご相談してみることをおすすめします。

■エールながさき 定期法律相談

ひとり親家庭の養育費の取り決め、受取額の決定や変更、支払の延滞、面会交流や財産分与、借金、慰謝料、離婚など、様々な問題に精通している弁護士による無料の法律相談を毎月第3水曜日に行っています。

今月は 6月20日（水）13：00～16：00

※来所出来ない方は、電話でのご相談も受付けています。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき